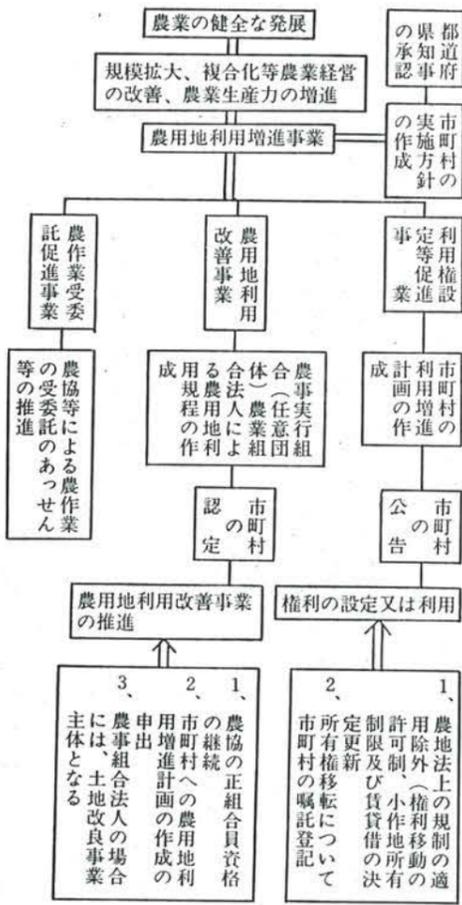


農用地利用増進法について

大豊町農業委員会
会長 都築弘身



この法律は、昭和五十五年五月二十八日公布され「農用地について耕作者のために利用権の設定等を促進する事業、その他農用地の農業上の利用増進を図るための事業（農用地利用増進事業）を総合的に進め、農業者の生産力の増進を図り、もって農業の健全な発展に寄与することを目的とする」とされている。

昭和五十年に農業振興法を改正して「農用地利用増進事業」を規定し、耕作目的の農地の貸借について農地の規制を緩和し、農地の利用増進に有効利用と流動化を進めることとした。この法律は、これを新しく「一本の法律として、農地の利用を増進するための事業を大きく進めよう」というものである。

そのために何をやるかという点ですが、内容は次の三本の柱からなっています。

第一の柱は利用権設定等促進事業ですが、この事業を実施する市町村は三本の柱を含む全体について実施方針を定めます。

この方針に基づき市町村や農業委員会等が農用地の貸借の手続きを簡便にするため、関係権利者全員の同意を得、かつ農業委員会の決定を経て、関係者の農用地等の貸借、売買等を明らかにした農用地利用増進計画を作成し、これを公告すれば権利の設定、移転の効果が生ずることになります。

第二の柱は「農用地利用増進事業」ですが、この事業は集落、大字等の段階で農用地をみながら有効活用する方針を考へようというもので、転作など集落的にやまらうものではない。農業者も、機械・施設の共同利用などを効率的にやるのではないかと、そのための農地貸借や交換などの農地の貸し借りや交換などもやろうではないかと、このように相対して、この進捗にのせれば農地法第三條の手続きはいらぬ。また、市町村の嘱託登記の途が開かれています。この事業の対象は、農業地は農用地のほか、農業用施設用地、農用地開発用地、混雑林地についてもこの事業を行なうことができ、また、これによる権利の種別も賃借権、使用貸借のほか所有権および経営受託によるものも認められます。この事業による農業者の三分の二以上が参加しなければならぬこととされています。また、町村、農業委員会、農協、普及所等の県出先機関が一体となって指導・推進・援助する必要がある。この法律は、農業者の生産力の増進を図るための事業です。農業者等が行なっている農作業の委託のあっせんなど、具体的には、実施方針のなかで、普通大戸道運賃の二十五割引運賃適用区間、二割引運賃適用区間、本運賃の適用区間は、日本航空（株）、全日本空輸（株）、東亜国内航空（株）、西日本航空（株）及び日本近距離航空（株）の定期航空路線の国内線全区間とす。

りなどができるようにしようというものです。これは先の実施方針に基づいて進められますが、これを進めようという地区（集落や大字の規模ですが、それ以上）のたえば旧村規模でもよい単位で、農業者同志の団体がその実施主体となり、この団体の主体と地区の農用地について権利を持つ農業者の三分の二以上が参加しなければならぬこととされています。また、町村、農業委員会、農協、普及所等の県出先機関が一体となって指導・推進・援助する必要がある。この法律は、農業者の生産力の増進を図るための事業です。農業者等が行なっている農作業の委託のあっせんなど、具体的には、実施方針のなかで、普通大戸道運賃の二十五割引運賃適用区間、二割引運賃適用区間、本運賃の適用区間は、日本航空（株）、全日本空輸（株）、東亜国内航空（株）、西日本航空（株）及び日本近距離航空（株）の定期航空路線の国内線全区間とす。

この法律は、昭和五十五年五月二十八日公布され「農用地について耕作者のために利用権の設定等を促進する事業、その他農用地の農業上の利用増進を図るための事業（農用地利用増進事業）を総合的に進め、農業者の生産力の増進を図り、もって農業の健全な発展に寄与することを目的とする」とされている。

昭和五十年に農業振興法を改正して「農用地利用増進事業」を規定し、耕作目的の農地の貸借について農地の規制を緩和し、農地の利用増進に有効利用と流動化を進めることとした。この法律は、これを新しく「一本の法律として、農地の利用を増進するための事業を大きく進めよう」というものである。

そのために何をやるかという点ですが、内容は次の三本の柱からなっています。

第一の柱は利用権設定等促進事業ですが、この事業を実施する市町村は三本の柱を含む全体について実施方針を定めます。

この方針に基づき市町村や農業委員会等が農用地の貸借の手続きを簡便にするため、関係権利者全員の同意を得、かつ農業委員会の決定を経て、関係者の農用地等の貸借、売買等を明らかにした農用地利用増進計画を作成し、これを公告すれば権利の設定、移転の効果が生ずることになります。

第二の柱は「農用地利用増進事業」ですが、この事業は集落、大字等の段階で農用地をみながら有効活用する方針を考へようというもので、転作など集落的にやまらうものではない。農業者も、機械・施設の共同利用などを効率的にやるのではないかと、そのための農地貸借や交換などの農地の貸し借りや交換などもやろうではないかと、このように相対して、この進捗にのせれば農地法第三條の手続きはいらぬ。また、市町村の嘱託登記の途が開かれています。この事業の対象は、農業地は農用地のほか、農業用施設用地、農用地開発用地、混雑林地についてもこの事業を行なうことができ、また、これによる権利の種別も賃借権、使用貸借のほか所有権および経営受託によるものも認められます。この事業による農業者の三分の二以上が参加しなければならぬこととされています。また、町村、農業委員会、農協、普及所等の県出先機関が一体となって指導・推進・援助する必要がある。この法律は、農業者の生産力の増進を図るための事業です。農業者等が行なっている農作業の委託のあっせんなど、具体的には、実施方針のなかで、普通大戸道運賃の二十五割引運賃適用区間、二割引運賃適用区間、本運賃の適用区間は、日本航空（株）、全日本空輸（株）、東亜国内航空（株）、西日本航空（株）及び日本近距離航空（株）の定期航空路線の国内線全区間とす。

この法律は、昭和五十五年五月二十八日公布され「農用地について耕作者のために利用権の設定等を促進する事業、その他農用地の農業上の利用増進を図るための事業（農用地利用増進事業）を総合的に進め、農業者の生産力の増進を図り、もって農業の健全な発展に寄与することを目的とする」とされている。

昭和五十年に農業振興法を改正して「農用地利用増進事業」を規定し、耕作目的の農地の貸借について農地の規制を緩和し、農地の利用増進に有効利用と流動化を進めることとした。この法律は、これを新しく「一本の法律として、農地の利用を増進するための事業を大きく進めよう」というものである。

そのために何をやるかという点ですが、内容は次の三本の柱からなっています。

第一の柱は利用権設定等促進事業ですが、この事業を実施する市町村は三本の柱を含む全体について実施方針を定めます。

この方針に基づき市町村や農業委員会等が農用地の貸借の手続きを簡便にするため、関係権利者全員の同意を得、かつ農業委員会の決定を経て、関係者の農用地等の貸借、売買等を明らかにした農用地利用増進計画を作成し、これを公告すれば権利の設定、移転の効果が生ずることになります。

第二の柱は「農用地利用増進事業」ですが、この事業は集落、大字等の段階で農用地をみながら有効活用する方針を考へようというもので、転作など集落的にやまらうものではない。農業者も、機械・施設の共同利用などを効率的にやるのではないかと、そのための農地貸借や交換などの農地の貸し借りや交換などもやろうではないかと、このように相対して、この進捗にのせれば農地法第三條の手続きはいらぬ。また、市町村の嘱託登記の途が開かれています。この事業の対象は、農業地は農用地のほか、農業用施設用地、農用地開発用地、混雑林地についてもこの事業を行なうことができ、また、これによる権利の種別も賃借権、使用貸借のほか所有権および経営受託によるものも認められます。この事業による農業者の三分の二以上が参加しなければならぬこととされています。また、町村、農業委員会、農協、普及所等の県出先機関が一体となって指導・推進・援助する必要がある。この法律は、農業者の生産力の増進を図るための事業です。農業者等が行なっている農作業の委託のあっせんなど、具体的には、実施方針のなかで、普通大戸道運賃の二十五割引運賃適用区間、二割引運賃適用区間、本運賃の適用区間は、日本航空（株）、全日本空輸（株）、東亜国内航空（株）、西日本航空（株）及び日本近距離航空（株）の定期航空路線の国内線全区間とす。

去る七月十六日、農協募イヤ、ブーゲンビリア、ハ集のハワイ観光旅行に参加しました。小学生の遠足にでも行くような気持ちで、まだ見たことのない外国、夏の国ハワイへ一階機上で下院五十名で日系議員も十数名が活躍しています。市内には日本人個人の店も多々あり、いくつかが日本の百貨店も進出している、飲食店でもなんでも、必要なものは日本語が通じ言葉の不自由はあまり感じない。観光客は年間六百万人位と、有名なワイキキの浜は朝から晩まで海水浴を楽しむ人で賑わっている。ハワイと日本とのつながりは古く、明治のハワイ旅行を楽しく

農協募集の
ハワイ観光旅行記
大豊町東豊永延寿会
副会長 笹岡清一

去る七月十六日、農協募イヤ、ブーゲンビリア、ハ集のハワイ観光旅行に参加しました。小学生の遠足にでも行くような気持ちで、まだ見たことのない外国、夏の国ハワイへ一階機上で下院五十名で日系議員も十数名が活躍しています。市内には日本人個人の店も多々あり、いくつかが日本の百貨店も進出している、飲食店でもなんでも、必要なものは日本語が通じ言葉の不自由はあまり感じない。観光客は年間六百万人位と、有名なワイキキの浜は朝から晩まで海水浴を楽しむ人で賑わっている。ハワイと日本とのつながりは古く、明治のハワイ旅行を楽しく

このたびは身体障害者航空三割引運賃の適用範囲が拡大され、これに伴い旅券の取り扱われることになりましたのでお知らせします。

一 割引運賃額
身体障害者割引運賃は、普通大戸道運賃の二十五割引運賃適用区間、二割引運賃適用区間、本運賃の適用区間は、日本航空（株）、全日本空輸（株）、東亜国内航空（株）、西日本航空（株）及び日本近距離航空（株）の定期航空路線の国内線全区間とす。

二 割引運賃適用区間
本運賃の適用区間は、日本航空（株）、全日本空輸（株）、東亜国内航空（株）、西日本航空（株）及び日本近距離航空（株）の定期航空路線の国内線全区間とす。

三 割引運賃の適用範囲
身体障害者割引運賃は、普通大戸道運賃の二十五割引運賃適用区間、二割引運賃適用区間、本運賃の適用区間は、日本航空（株）、全日本空輸（株）、東亜国内航空（株）、西日本航空（株）及び日本近距離航空（株）の定期航空路線の国内線全区間とす。

このたびは身体障害者航空三割引運賃の適用範囲が拡大され、これに伴い旅券の取り扱われることになりましたのでお知らせします。

一 割引運賃額
身体障害者割引運賃は、普通大戸道運賃の二十五割引運賃適用区間、二割引運賃適用区間、本運賃の適用区間は、日本航空（株）、全日本空輸（株）、東亜国内航空（株）、西日本航空（株）及び日本近距離航空（株）の定期航空路線の国内線全区間とす。

二 割引運賃適用区間
本運賃の適用区間は、日本航空（株）、全日本空輸（株）、東亜国内航空（株）、西日本航空（株）及び日本近距離航空（株）の定期航空路線の国内線全区間とす。

三 割引運賃の適用範囲
身体障害者割引運賃は、普通大戸道運賃の二十五割引運賃適用区間、二割引運賃適用区間、本運賃の適用区間は、日本航空（株）、全日本空輸（株）、東亜国内航空（株）、西日本航空（株）及び日本近距離航空（株）の定期航空路線の国内線全区間とす。

このたびは身体障害者航空三割引運賃の適用範囲が拡大され、これに伴い旅券の取り扱われることになりましたのでお知らせします。

一 割引運賃額
身体障害者割引運賃は、普通大戸道運賃の二十五割引運賃適用区間、二割引運賃適用区間、本運賃の適用区間は、日本航空（株）、全日本空輸（株）、東亜国内航空（株）、西日本航空（株）及び日本近距離航空（株）の定期航空路線の国内線全区間とす。

二 割引運賃適用区間
本運賃の適用区間は、日本航空（株）、全日本空輸（株）、東亜国内航空（株）、西日本航空（株）及び日本近距離航空（株）の定期航空路線の国内線全区間とす。

三 割引運賃の適用範囲
身体障害者割引運賃は、普通大戸道運賃の二十五割引運賃適用区間、二割引運賃適用区間、本運賃の適用区間は、日本航空（株）、全日本空輸（株）、東亜国内航空（株）、西日本航空（株）及び日本近距離航空（株）の定期航空路線の国内線全区間とす。

行政相談週間
十月十二日（日）十月十八日（土）
主催 高知行政相談委員会
高知行政相談委員会

行政相談週間とは、一般の方々の苦情や不満をお持ちの方から役所の仕事に対する苦情や不満をお聞きし、そのお答え、解決を図るため行政相談を実施しております。この行政相談をさらに広く一般の人々に知って頂きご利用頂くため、毎年行政相談週間を定め、各種の行事を行っております。今年も行政相談週間は十月十二日（日）から十月十八日（土）までの一週間、県内一斉に行われます。県村ごとに当庁から委嘱している行政相談委員が中心となり、一日行政相談所や合同相談所を開設することとしております。

役所の仕事について、説明に納得できない、このようにしてほしい、処理がまちがっている、手続をどうすればよいかわからない、処理が早い、不親切な扱いを受けた

名称	支給対象事業主	支給額
心身障害者雇用奨励金	心身障害者を安定所の紹介により常用労働者として雇入れようとする事業主	1人月額1万5千円を1年間支給
重度障害者等雇用管理助成金	重度障害者、重度精神障害者又は45歳以上の身体障害者を雇入れ、必要な雇用管理を行う事業主	1人月額10万円を2年間支給
身体障害者等専任指導員設置助成金	身体障害者を5人以上雇用したる事業主が専任指導員を配置している事業主	専任指導員1人に通常支拂金の額（月額2分の1の額）を10万円（限度）年間支給
雇用調整金	雇用率を達成している事業所で支給要件を満たしている場合（従業員300人以上の事業主）	1人月額 14,000円
報償金	雇用率を達成している事業所で支給要件を満たしている場合（従業員300人以下の事業主）	1人月額 8,000円

雇用率制度
身体障害者の雇用割合を次のとおり法的に義務づけています。
民間企業 従業員数の1.5% (67人に1人の割合)
一定数の特殊法人 1.8% (56人に1人の割合)
官公庁の非現業機関 1.8% (53人に1人の割合)
官公庁の現業機関 1.9% (53人に1人の割合)
(従業員数は除外率に該当する従業員数を除いたものです)



煮えてる、煮えてる—野外炊事

育ちゆく子ども会リーダー

甫喜ヶ峰でインリーダースクールを実施 中・四国ジュニアリーダー大会へ27名が参加

子ども会を集めよう。育てよう。広げようを合い言葉に行政と子ども会指導者が一体となって、子ども会リーダー育成のため研修を重ねて三年。今年にはジュニアリーダーとインリーダーを育てよう、とこの日の日は町内の小学五、六年の子ども会員二十八名ジュニアリーダー四名、成人指導者十名が甫喜ヶ峰に集まった。この日は町内の小学五、六年の子ども会員二十八名ジュニアリーダー四名、成人指導者十名が甫喜ヶ峰に集まった。この日は町内の小学五、六年の子ども会員二十八名ジュニアリーダー四名、成人指導者十名が甫喜ヶ峰に集まった。



甫喜ヶ峰でのキャンプファイヤー

「十年後の町のすがた」!!

合併25周年記念懸賞作文募集

今後十年後を予測し、我が町大豊町のあるべき姿を広く町民の持様に考えていただくことを主旨に懸賞作文の募集を行います。ふるって御応募下さい。

- 一、主催……大豊町
- 二、主管……教育委員会
- 三、後援……文化推進協議会
- 四、テーマ……十年後の大豊町
- 五、応募方法(資格・規格)イ資格……町内に住居を有するもの。
- ロ規格……別記
- 六、締切期日……昭和55年10月30日(木)
- 七、提出先……大豊町教育委員会
- 八、入選発表……表彰等
- 九、入選賞金(副賞)……昭和56年1月館報紙上表彰はふる里大会のとき

区分	入賞	佳作
一級(大学生含)	金賞1点 50,000円 銀賞1点 30,000円	佳作5点 10,000円
児童・生徒	小学生 賞品をもって充る	5
	中学生	5
	高校生	5

区分	制限なし	職業を明記すること。
一級(大学生含)	400字原稿用紙使用	住所氏名職業を明記すること。
児童・生徒	小学生 2000字以内	在学学年氏名を明記すること。
	中学生	々
	高校生	々

第10回 嶺北総合美術展

◎ 作品募集 初心者歓迎

出品部門 絵画・書道・彫塑工芸・写真

作品の搬入 10月20日(月) AM8:00~PM7:00
農工センター2階中央公民館へご持参下さい

会期(大豊会場) 11月7日~11月11日農工センター

審査 10月24日 木川村役場

入選の発表 有線、館報で発表する

中央公民館運営審議会 開かれる

地区公民館長、主事会

昭和五十五年度の中央公民館運営審議会が去る八月二日農工センターで開かれ、教育長及び中央公民館から五十五年度の事業計画や公民館全般についての報告があり協議に入った。新たに委嘱された委員の人数や、中央公民館の取り壊しの間、社会教育予算等について鋭い質問が出され、今後の運営審議会も年間二回ないし三回は開いてほしいとの強い要望が出された。午後には地区公民館長、主事の演もなされ、会を終了しました。新しい役員は次の方々です。

中央公民館運営審議会
会長▽北澤博章、副会長▽小笠原恒子
地区公民館連絡協議会
会長▽小笠原武繁、副会長▽大地幸二郎。

▽天高く馬肥ゆる秋—芸術、文化の秋であります。嶺北展への参加もよろしく、季節の移り変わりにそろそろ人生の秋も感じます。(石川)

第9回 大豊町民体育祭

とき 11月3日(月)文化の日 9時集合9時30分開会

ところ 大杉農村広場(旧中州・町民グラウンド)

- ・3日雨天の場合は11月9日(日)に行います
- ・県民総スポーツ推進のとき、町民ごぞって体育祭に参加しましょう
- ・大杉中学校のブラスバンドの吹奏楽に合わせて入場します

第8回 大豊町民文化祭 (県芸術祭参加)

とき 11月16日(日曜日) 8時30分~15時30分

ところ 大豊町立大杉中学校

文化部門

- 発表部門—音楽(大正琴、のど自慢を含む)民謡、日本舞踊、郷土芸能・謡曲・詩吟・茶席・その他
- 展示部門—盆栽・生花・生卉・日本画・洋画・書道・農林商工部門・写真・民芸・学校巡回展・その他

農林商工部門

- 各種商品及び即売コーナー
- 入場無料



館長・主事会のもよう